

# 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

新庄市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)は、地震等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次のとおり協定を締結する。

## 第1条 (目的)

この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害(以下「災害」という。)発生時又は発生の恐れがあるときにおけるレンタル機材の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条 (協力の内容)

- 甲の事業所に災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったとき、乙は保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材(以下「保有機材」という。)の優先的な提供及び運搬による協力を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の協力に的確に対応するため、甲乙協議のうえ別途定める時期に事前に対策会議を開催し、提供可能な保有機材一覧、甲及び乙の窓口となる連絡先など甲が前項に定める乙の協力を的確に引受けるために必要な事項をあらかじめ確認するものとし、乙は保有機材の供給可能な体制を保持するものとする。
- 3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

## 第3条 (要請の手続き)

甲は、前条の要請を行うときは、レンタル機材提供要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

## 第4条 (貸与期間)

保有機材の貸与期間は、甲乙協議の上、保有機材ごとに文書により定めるものとする。なお、甲が貸与期間の延長を希望するときは、乙は可能な限りこれに応じるものとする。

## 第5条 (引渡し)

- 乙は第3条の要請手続に基づき保有機材を甲が指示する場所に納入し、当該保有機材の種類等を記載したレンタル機材供給報告書(様式第2号)を甲が派遣する職員又は甲の指定する者に渡すものとする。
- 甲は引渡された保有機材が正常に作動するか直ちに乙と協力して確認をし、甲の検査合格をもって、引渡しが完了したものとする。
- 2 乙から供給される保有機材の引渡しは、可能な限り甲が指定する場所にて行うものとし、甲は当該場所に職員を派遣して、乙から保有機材を受領する。なお、本項に基づく業務の過程で乙の従業員になんらかの損害が生じた場合であっても、当該損害が甲の責めに帰すべき事由に起因する場合は除き、甲は当該損害に関して一切の責任を負わないものとする。
- 3 乙は、甲に引渡す保有機材が、災害に備えて万全を期し、正常に作動するものであることを保証する。仮に災害時において、甲に引渡した保有機材に不備があり使用不可能な場合は、乙は直ちに正常な保有機材と交換して対応するものとする。

## 第6条 (費用の負担)

甲は、保有機材の提供及び運搬に係る費用を負担するものとし、当該費用は、別途定める乙の通常価格により算出した額とする。ただし、乙の通常価格を変更するときは、あらかじめ甲にその旨通知し、乙は、変更後ただちに変更後の通常価格を甲に書面で通知するものとする。

## 第7条 (経費の請求等)

乙は、災害等が収束した時点で、甲に対し経費の支払いを請求するものとし、甲は乙から請求があった日から30日以内に支払うものとする。

## 第8条 (返却)

甲は、第4条に定める貸与期間満了後、保有機材を自己の費用において原状に復したうえて返却するものとする。

## 第9条 (解約)

甲及び乙は、相手方が暴力団、暴力団員、総会屋等の反社会的勢力に属しまたはそれらの反社会的勢力と何らかの関係があると認められる場合には催告を要せず直ちに本契約を解約することができる。

## 第10条 (損害賠償)

甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合これを賠償するものとする。ただし当該損害が不可抗力に起因する場合はこの限りでない。

## 第11条 (期間)

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解消の申し出がない場合は協定期間を1年間延長するものとし以後この例によるものとする。

2 前項の解消の申し出は、1月前までに相手方に文書で申し出るものとする。

## 第12条 (協議)

この協定に定めるものの他、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印又は署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 30年 3月 30日

甲： 住所 山形県新庄市沖の町10番37号

代表者名

新庄市長山尾順紀



乙： 住所

東京都中央区日本橋3丁目12番2号

株式会社アクティオ

代表者名

代表取締役小沼直人



以下余白